

太子町建設工事等指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太子町が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量、設計、監理、地質調査、建設コンサルタント等並びに物品購入等並びに業務委託等に関する業務をいう。以下「町工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札等の参加資格を有する業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、太子町建設工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長は、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。この場合においては、町長は、当該業者に通知するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、指名委員会の議を経て、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、指名委員会の議を経て、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者（以下「指名停止業者」という。）を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止業者と同一期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件

の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって期間とする。ただし、その期間の計は2年を超えないものとする。

- 2 指名停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときの当該指名停止期間は、当該要件に定める期間内に既に措置されている停止期間の残期間を加算した期間とする。ただし、当該指名停止業者の指名停止期間は、連続して2年を超えないものとする。
- 3 有資格業者が指名停止期間中又は当該期間の終了後1年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなった場合における指名停止期間は、当該各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、その期間は2年を越えないものとする。
- 4 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による指名停止の期間を変更する必要があると認めるときは、指名委員会の議を経て、指名停止期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。
- 5 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める期間を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、指名委員会の議を経て、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は2年を越えないものとする。
- 6 町長は、指名停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、指名委員会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は2年を越えないものとする。
- 7 町長は、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、指名委員会の議を経て、当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。
- 8 合併等により指名停止業者から営業を実質的に承継したと認められる有資格業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(指名停止の通知)

第5条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各号の規定により指名停止を行い、第4条第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当

該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

(契約の相手方の制限)

第6条 町長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合、その他特に止むを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(下請け等の禁止)

第7条 町長は、指名停止業者が町工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは、受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 町長は、別表各号に該当する措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、指名委員会の議を経て、当該有資格業者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名回避)

第9条 町長は、有資格業者又はその使用人が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するおそれがあると認めるときは、指名委員会の議を経て、1か月を限度として当該有資格業者に対する指名を回避することができる。

2 町長は、有資格業者が不渡り手形を発行するなど経営不振に陥った場合は、再建されたと認められるときまで指名委員会の議を経て指名を回避するものとする。

(指名停止措置の公表)

第10条 町長は、有資格業者に対して指名停止を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、指名停止期間及び措置要件その他必要な事項を公表するものとする。指名停止業者に対して期間の変更又は指名停止の解除を行ったときも同様とする。

2 前項に規定する公表は、公衆の見やすい場所（役場掲示板）に掲示、又は情報コーナー及び町ホームページで閲覧に供する方法による。

(指名委員会の運営)

第11条 指名委員会の運営については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前における指名停止措置は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
<p>(入札)</p> <p>1 有資格業者及びその使用人が、町工事等入札に当たり、次の各号の一に該当する場合。</p> <p>(1) 競争入札の公正な執行を妨げたとき。</p> <p>(2) 指名されたにもかかわらず、現場説明及び入札に参加しなかったとき。(辞退届の提出があった場合を除く。)</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を終結しなかったとき。</p>	<p>1 年</p> <p>2 ヶ月</p> <p>1 年</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>2 有資格者が町工事等の契約に関し、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料等(添付書類を含める。)に虚偽の記載をし、資格認定に重大な影響を与え、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	<p>6 ヶ月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>3 有資格者が町工事等の契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する場合。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞料の請求がなされたとき。</p> <p>(2) 有資格業者の責により契約の解除がなされたとき。</p> <p>(3) 契約の履行成績が不良と指摘されたとき。</p> <p>(4) 過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるとき。)</p>	<p>3 ヶ月～1 年</p> <p>2 年</p> <p>1 ヶ月～1 年</p> <p>1 ヶ月～6 ヶ月</p>
<p>(工事の安全管理)</p> <p>4 有資格業者が工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号の一に該当することとなった場合。</p> <p>(1) 町工事等の施行に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えたとき。</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損害</p> <p>ロ 死亡者の発生</p>	<p>1 ヶ月～6 ヶ月</p> <p>2 ヶ月～1 年</p>

<p>(2) 町工事等の施工に当たり、工事関係者に次の被害を与えたとき。</p>	
<p>イ 負傷者の発生</p>	<p>1ヶ月～3ヶ月</p>
<p>ロ 死亡者の発生</p>	<p>2ヶ月～6ヶ月</p>
<p>(3) 町工事等の施工に当たり、多数の死亡者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えたとき。</p>	<p>2ヶ月～6ヶ月</p>
<p>(他の業者の契約妨害)</p>	
<p>5 有資格業者又はその使用人が、町工事等の落札者が契約を終結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合。</p>	<p>1年～2年</p>
<p>(監督、検査等の妨害)</p>	
<p>6 有資格業者又はその使用人が、町工事等の監督又は検査の実施その他契約に関する業務の施行に当たり、威圧、その他の行為により業務の執行を妨げた場合。</p>	<p>3ヶ月～2年</p>
<p>(談合)</p>	
<p>7 有資格業者又はその使用人が、次の各号の一に該当する工事に関し、談合の容疑により逮捕され、又は起訴された場合。</p>	
<p>(1) 町工事等</p>	<p>2年</p>
<p>(2) 大阪府内の公共機関の工事</p>	<p>1年</p>
<p>(3) 大阪府外の公共機関の工事</p>	<p>4ヶ月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>8 有資格業者又はその使用人が、次の各号の一に該当する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に議藩士、工事の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 町工事等</p>	<p>9ヶ月</p>
<p>(2) 大阪府内の公共機関の工事</p>	<p>6ヶ月</p>
<p>(3) 大阪府外の公共機関の工事</p>	<p>3ヶ月</p>

(贈賄行為)	
9 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、町職員に対して行贈賄賂の容疑により逮捕され又は起訴された場合。	2年
10 前項に掲げる者が、大阪府内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は起訴された場合。	2年
11 次の各号に掲げる者が、大阪府外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は起訴された場合。	
(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。)	6ヶ月
(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を終結する事務所をいう。)を代表する者で前号に掲げる者以外の者	4ヶ月
(3) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外の者	3ヶ月
(暴力行為等)	
12 有資格業者又はその使用人が次の各号の一に該当する行為により逮捕され、又は起訴された場合。使用人のときは2分の1とする。	
(1) 本町職員に関する暴力行為等	2年
(2) 大阪府内で行われた暴力行為等	2ヶ月～2年
(3) 大阪府外で行われた暴力行為等	1ヶ月～6ヶ月
(建設業法違反等)	
13 有資格業者等が、次の各号の一に該当する場合。	
(1) 建設業法に違反し、逮捕され、又は起訴されたとき。(2)の場合を除く。)	1年
(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴されたとき。	6ヶ月
(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書(平成16年2月末日までに経営状況分析を申請	

<p>している場合は、経営事項審査申請書) 又はその添付書類についての虚偽記載により、次のア又はイの処分を受けた場合。</p>	
<p>ア 建設業法第28条1項に基づく指示処分 イ 建設業法第28条3項に基づく営業停止処分</p>	<p>6ヶ月 1年</p>
<p>(4) 建設業法に違反し、つぎのア又はイの処分を受けた場合、((3)の場合を除く。) 又は適正化法第13条を違反し次のア又はイの処分を受けた場合。</p>	
<p>ア 建設業法第28条1項に基づく指示処分 イ 建設業法第28条3項又は5項に基づく営業停止処分</p>	<p>2ヶ月 6ヶ月</p>
<p>(5) 建設業法第29条に基づき、次のア又はイの許可取消処分を受けた場合</p>	
<p>ア 第1項第1号又は第3号に基づくもの イ 第1項第2号、第5号又は6号に基づくもの</p>	<p>6ヶ月 1年</p>
<p>(法令等違反)</p>	
<p>14 前各号に掲げる場合のほか、有資格業者又はその役員等が次の各号の一に該当し、契約の相手方として不相当であると認められる場合。</p>	
<p>(1) 各種法令に違反し、監督各庁から処分を受け又は法令に基づき商号等を公表されたとき。</p>	<p>1ヶ月～3ヶ月</p>
<p>(2) 各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>1ヶ月～1年</p>
<p>(3) 太子町暴力団排除条例(平成25年太子町条例第20号) 第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しないとき。</p>	<p>3ヶ月</p>
<p>(その他)</p>	
<p>15 有資格業者として不相当な事由があったと認められるとき。</p>	<p>1ヶ月～2年 協議により決定</p>